

我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性について（案）

1. 概要

ヘーグ協定は、パリ条約第19条「特別の取極」に基づき制定された意匠の国際登録に関する協定であり、ジュネーブアクトは、実体審査国の加盟を促進し、広域での保護を可能とするために、1999年7月に採択され、2003年12月23日に発効された。

ジュネーブアクトの加盟国は、現在42か国・地域（2012年1月現在）であり、年間の国際出願意匠数は約8000件（過去5年平均（2006～2010年））となっている。

2008年1月にEU(OHIM)が加盟したが、日本、米国、中国及び韓国は未加盟であるが、韓国は2012年10月以降に加盟予定であり、米国、中国もヘーグ協定に関する調査チームを立ち上げて、近年中に加盟するために準備を進めている。

一方、我が国の企業は、グローバルな経済活動を行う中で、模倣被害を防止しつつ、我が国の優れたデザインの製品をアピールし、企業の競争力を高めていくことが重要であり、近年、我が国企業における海外での意匠権取得が大幅に増加している。

2. 問題の所在

我が国が、意匠の国際登録システムであるヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟することで、我が国の企業が海外出願の際の手続面や費用面での負担は軽減等のメリットがあるが、より有効に意匠の国際出願制度を利用することができるよう、我が国意匠制度及び意匠分類運用などの在り方についても検討必要がある。

（1）我が国産業界にとってのヘーグ協定ジュネーブアクト加盟のメリット

- ① 一つの願書で、複数の国（締約国）での保護の効果を得ることが可能。また、同じ国際意匠分類に属するものであれば、100までの意匠を1通の願書に含むことができる。
- ② 願書は、英語、仏語又は西語のいずれかで作成が可能である。
- ③ 国際出願時に出願人が直接出願できるため、代理人費用を軽減できる。
- ④ 名義人は、権利の更新、権利の移転等の意匠権管理の手続を国際事務局に行えばよく、指定国ごとに行う必要がない。
- ⑤ 各国にそれぞれ出願した場合は、実体審査国においては審査スピードがまちまちであり、無審査国も公開されるまでにばらつきがあるため、各国で権利行使できるようになるまでの期間を見定めることが困難であるが、国際出願については、遅くとも、無審査国であれば国際公開から6か月、実体審査国であれば12か月以内に拒絶通報を行うこととされているため、一定期間内に権利の有効性の見通しを立てることができる。

(2) 我が国産業界にとってヘーグ協定ジュネーブアクト加盟での留意点

○：加盟時まで若しくは加盟後必要に応じて対応できる

△：一部対応できない可能性がある

×：対応できない

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に当たっての対応の方向	対応可能性
1. 複数意匠一出願制度の導入について 出願手続や権利の維持管理にかかる負担が軽減されると考えられる。 2意匠目以降の料金を割安にすることで出願人の負担が軽減される。 国内制度についてもあわせて導入する場合は、もろもろの課題があることを考慮しつつ検討をすすめる必要があるのではないか。	○
2. 公開繰延べ制度と早期審査着手(秘密の写しの受理)について 我が国企業が開発する製品の中には、開発から市場発表までの期間が長期にわたるものもあるため、企業が自らの判断で一定の期間内で国際登録が公開される時期を調整できる公開繰延べ制度は、我が国企業にとって有益な側面がある制度であると考えられる。したがって、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際には、審査実務や第三者の影響についても留意しつつ公開繰延べ制度を認める方向で検討すべきではないか。 ただし、我が国において国際登録の保護の効果が認められるか否かの審査判断がされる前に意匠が公開されることについては、大多数の制度ユーザーが望んでいないため、我が国での保護が認められた意匠に限り、国際公開から登録の効果発生までの期間に関し、補償として補償金請求権のような権利を与えることの是非や、国際公開から登録の効果発生までの期間を短縮するための秘密の写しを利用した早期審査着手の導入の是非、関連意匠の出願可能時期について、今後も引き続き検討するべきではないか	○
3. 国際出願に対する新規性の喪失の例外の適用について 国際出願についても、新規性の喪失の例外適用を認めることとし、適用を認めるに当たっては、国内出願と同様の手続であることが制度の公平性から望ましい。本規定については、今後、国内制度改正の議論の中でも検討予定であることから、国内制度との整合性も加味しながら検討を進めるべきではないか。	○ ※1

4. 関連意匠制度、部分意匠制度の対応について 我が国企業等の意匠制度利用の利便性を考慮し、国際出願についても関連意匠出願を認め、我が国を指定した国際出願を、我が国への出願とみなす規定を国内法において設けることを前提に、国内出願と国際出願との間でも本意匠－関連意匠の関係での登録を認めるべきではないか。 部分意匠の意匠権の権利内容が特定できることを条件として、我が国を指定する意匠の国際出願において、部分意匠制度の適用を認めるべきではないか。 ただし、国際出願は願書への記載要件が現状の国内出願と相違するため、どのような記載がされていれば部分意匠の出願と特定されるかについては、今後、審査基準、審査及びその周辺業務の運用等を設計する際に検討する必要があるのではないか。	
5. 図面等の提出要件緩和について 特に提出図面の形式に関する国際的な調和の促進を図ることを念頭に、我が国の図面提出要件の多様化や緩和の是非について検討を行った上で、その要件を国際出願にも適用する必要があるのではないか。 また、我が国を指定する国際出願が我が国の図面提出要件を満たさない場合に、特許庁は新たに図の提出を求めるのではなく、意匠が不明確であるため一の意匠を特定することができないとして拒絶する等の対応を整理し、ユーザーに示す必要があるのではないか。	 ※2
6. 国際登録公報・国際登録簿の我が国での発行・管理について 我が国の審査を経て登録された国際出願は、権利調査等の利便性を考慮し、我が国においても意匠公報(英文)を発行し、公報の日本語訳や、日本語による公報検索を可能とする必要があるのではないか。 国際出願が我が国で登録された場合、質権など国際登録簿に記載のない項目の扱いや裁判管轄の問題に関連して国際登録簿とは別に国内に登録簿を作成するか、作成するとして、その内容や法制上の位置づけについて同様に整理するか検討すべきではないか。	
7. 国際出願手数料について 国際出願に対する指定手数料は、実費勘案の上個別指定手数料として徴収すべきではないか。その際、2段階納付制を導入するならば、一括納付に慣れている海外ユーザーの利便性等にも留意しながら検討を行うべきではないか。 国内出願については、単年納付できる余地を残すべきではないか。 可能な限りユーザーの負担軽減につながるよう、複数意匠一出願の場合の料金設定も検討すべきではないか。	 ※3

8. 国際出願において自己指定の容認をすることについて 出願の利便性向上や出願戦略の多様化がはかれる。 日本国特許庁としても、自己指定による国際出願（英語での出願）が存在することになっても、現在の日本国特許庁の状況からすると問題ない。したがって、自己指定を容認すべきではないか。	○
9. 日本国特許庁が仲介官庁となることについて ユーザーの国際出願時の利便性向上のために仲介官庁となるべきではないか。 送付手数料の額、方式要件チェックとアドバイスなどの具体的な受付業務とサービスについては詳細な検討をすべきではないか。	○
10. ロカルノ協定への加盟 国際調和と我が国ユーザーの海外出願時の利用を考慮し、我が国がヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟した際の先行意匠調査や権利調査の利便性を高めるためにも加盟する方向で検討すべきではないか。	○

※ 1 国内制度との整合性を慎重に検討する必要あり

※ 2 国内法の改正検討時に詳細検討すべきと考えられる

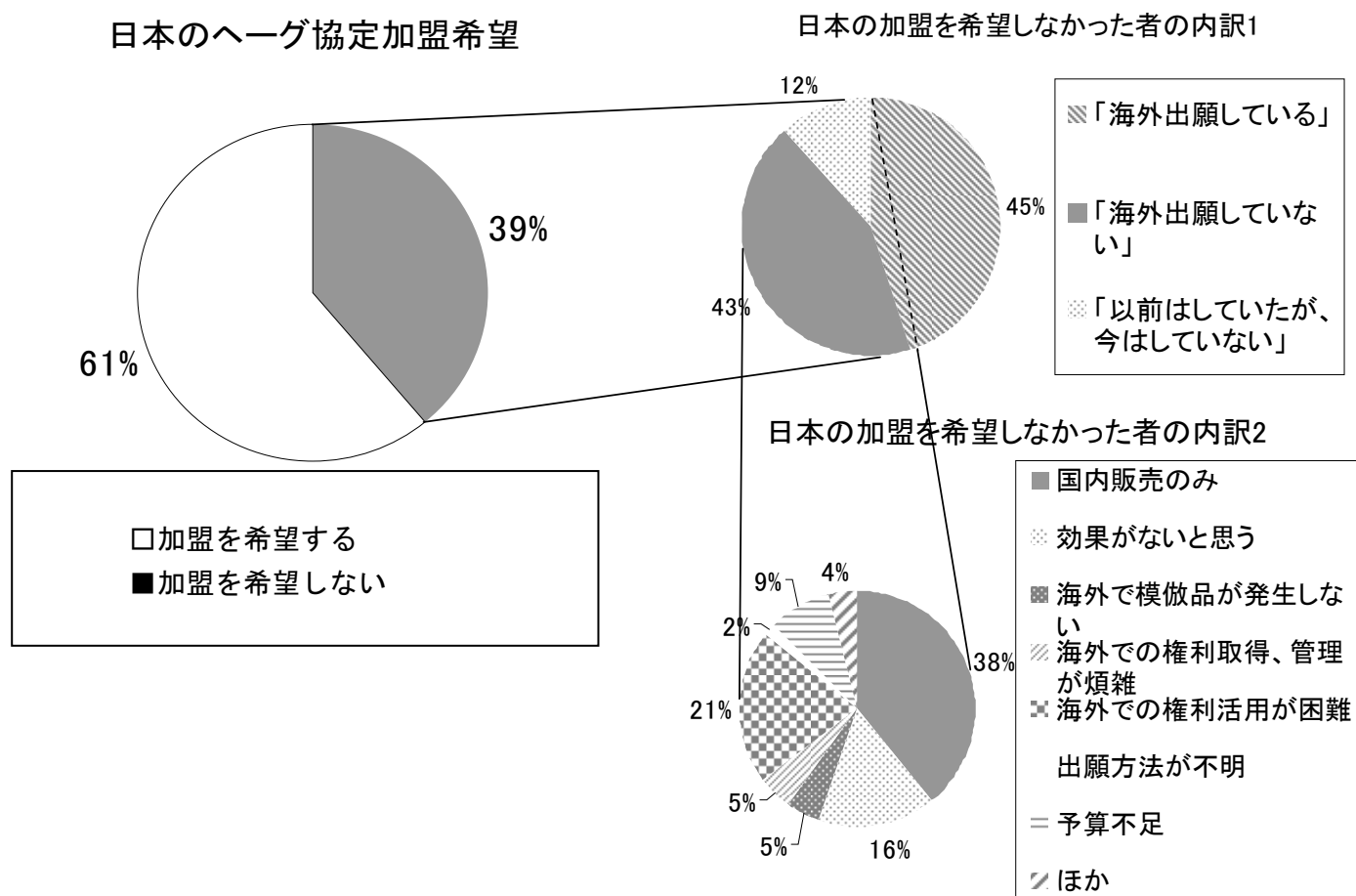
※ 3 登録料の単年納付制ができるか、国際事務局に確認が必要

（３） ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非について

ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際の主な課題（上記（２）であげた項目）について、加盟前又は加盟後速やかに対応し、解決していくことを条件として、我が国は、近年中にヘーグ協定ジュネーブアクトへ加盟するべきではないか。

(参考 1) 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に関するニーズ

【図 1】 我が国ユーザーのヘーグ協定ジュネーブアクト加盟ニーズ



平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」より

(参考 2) 我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に関する主な意見

＜大企業＞

- ・ 様々な意匠戦略を構築できそうのため、ヘーグ協定の加盟を望む。
- ・ 日本の特許庁は審査において適切な対応を取るので、非加盟国に先んじて日本がヘーグ協定に加盟することで、そうした対応がヘーグ協定の制度上のスタンダードとなるようにしてほしい。
- ・ 日本の創作をグローバルに主張すべきであり、ヘーグ協定への加盟を後押しする。

＜中堅・中小企業＞

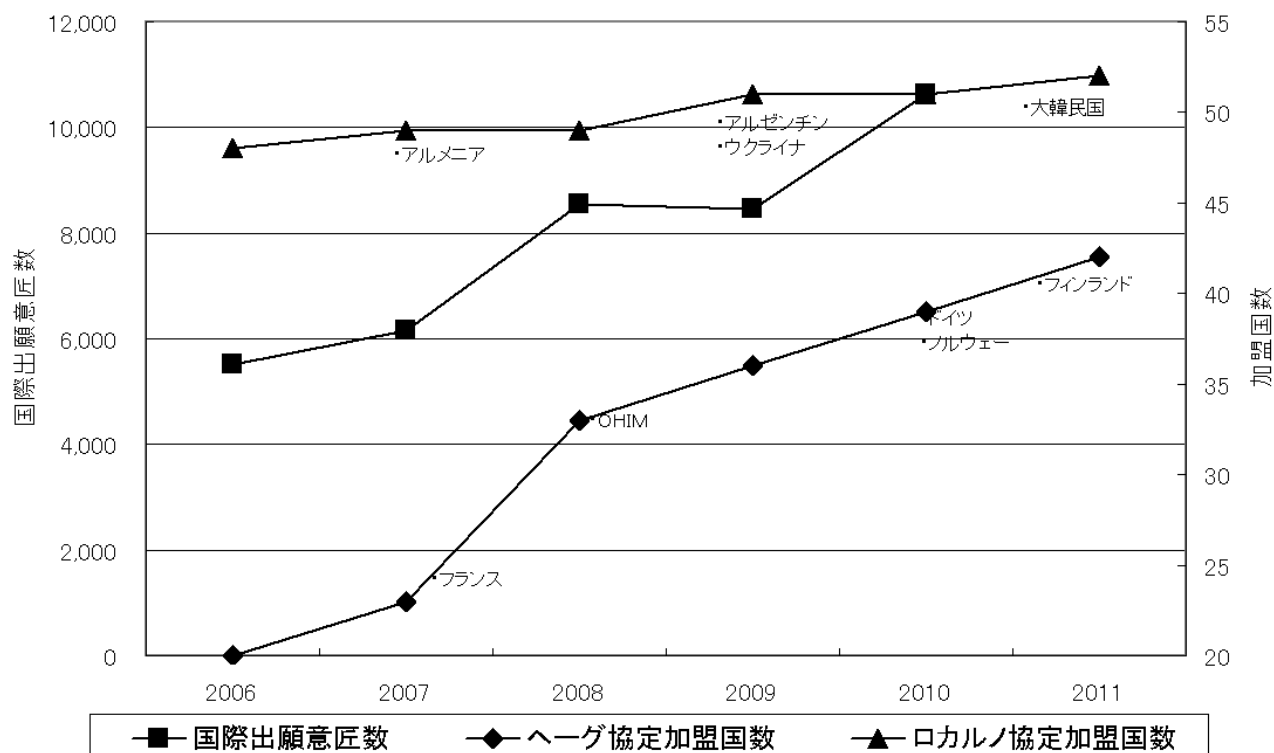
- ・ 将来的に欧州への出願を推進したく、国際出願の利用価値が高まるため、ヘーグ協定に加盟してほしい。
- ・ 日本の現行制度が国際出願でも通用するよう、国際制度が運用されることを望む。

＜団体＞

- ・ヘーグ協定に加盟すべきとの方向性に賛同する。
- ・現状の日本へ直接出願するルートは維持し、ヘーグ協定による国際出願ルートとの併用が可能となることを条件として、加盟することに賛成である。

（平成 23 年度「国際協定加盟に向けた意匠制度の在り方についての調査研究」より）

【図2】 国際出願意匠数及びヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国数、ロカルノ分類加盟国数



	2006	2007	2008	2009	2010	2011
国際出願意匠数	5,503	6,158	8,544	8,464	10,633	
ヘーグ協定加盟国数	20	23	33	36	39	42
ロカルノ協定加盟国数	48	49	49	51	51	52